

岡山県公報		発行 岡山県	
目次		担当課（室）	
【告示】		指導監査室	
○ 指定障害福祉サービス事業者の指定		耕地課	
○ 土地改良区の解散		林政課	
○ 岡山県立森林公園の開園日		水産課	
○ 第五百三十回岡山海区漁業調整委員会の開催		道路整備課	
○ 道路の区域変更		〃	
○ 道路の供用開始		経営支援課	
【公告】		耕地課	
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出の縦覧		〃	
○ 土地改良区の定款変更の認可		農村振興課	
○ 土地改良事業の工事完了		〃	
○ 農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請		監理課	
○ 公共測量の終了			
			目次
			担当課（室）

◎岡山県告示第二百三十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和三年四月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

P A K A R A D O

2 所在地

加賀郡吉備中央町下加茂一五〇六一〇九

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社吉備高原 P A K A R A

2 主たる事務所の所在地

加賀郡吉備中央町上田西二三九三一七

三 指定年月日

令和三年四月一日

四 事業所番号

三三一三九〇〇二四七

五 サービスの種類

就労継続支援（B型）

◎岡山県告示第二百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十七条第一項第一号の規定により、
土地改良区が次のとおり解散した。

令和三年四月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 土地改良区の名称
三毛ヶ池土地改良区
- 二 土地改良区の所在地
津山市新田四六五番地一
- 三 解散年月日
令和三年三月三十日

令和3年4月6日 岡山県公報 第12283号

◎岡山県告示第二百三十七号

岡山県立森林公園条例施行規則（昭和五十年岡山県規則第四十六号）第三条第一項の規定により、岡山県立森林公園の令和三年の開園日を同年四月十二日とする。

令和三年四月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

令和3年4月6日 岡山県公報 第12283号

◎岡山県告示第二百三十八号

漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十四条第一項ただし書の規定により、第五百三十回岡山海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

令和三年四月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 日時

令和三年四月十六日（金）

午後二時三十分から

二 場所 岡山市北区丸の内一丁目九番六号

児島湾漁村センター

TEL（〇八六）二二五―三八五四

三 議題

第一号議案 会長及び会長職務代理者（副会長）の選任について

第二号議案 隣接連合海区漁業調整委員会委員の選任について

第三号議案 瀬戸内海広域漁業調整委員会委員の選任について

令和3年4月6日 岡山県公報 第12283号

◎岡山県告示第二百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和三年四月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 宮原力万線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
美作市宮原字与治郎前へ五四九番一地从 から 美作市宮原字戸尻四八五番二地先を経て 美作市宮原字熊井峠口四八六番二地先ま で	新	六・五 五五・〇	五五五・〇
美作市宮原字与治郎前へ五四九番一地从 から 美作市宮原字熊井峠口四八六番二地先ま で	旧	二・五 七・五	六四〇・〇
美作市宮原字与治郎前へ五四九番一地从 から 美作市宮原字戸尻四八五番二地先を経て 美作市宮原字熊井峠口四八六番二地先ま で	旧	六・五 五五・〇	五五五・〇

◎岡山県告示第二百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和三年四月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	宮原力万線	美作市宮原字与治郎前へ五四九番一地从先から美作市宮原字鑪五四七番一地先まで	令和三年四月六日

〔一三三〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和三年四月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 （仮称）ザグザグ志戸部店
所在地 津山市沼字角田八四一―一ほか
届出者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 株式会社ザグザグ
住所 岡山市中区清水三六九番地二
代表者の氏名 代表取締役 森 信
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 株式会社ザグザグ
住所 岡山市中区清水三六九番地二
代表者の氏名 代表取締役 森 信
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和三年十一月二十五日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千三百六十一平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(1) 駐車場の収容台数 百十四台
(2) 駐輪場の収容台数 八台
(3) 荷さばき施設の面積 七十五平方メートル
(4) 廃棄物等の保管施設の容量 九・七立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

令和3年4月6日 岡山県公報 第12283号

午前九時

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

午後十二時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十二時三十分まで

(4) 駐車場の自動車の出入口の数 四箇所

(5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

二 届出年月日

令和三年三月二十四日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和三年四月六日から同年八月六日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び津山市産業文化部商業・交通政策課

令和3年4月6日 岡山県公報 第12283号

〔一三四〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和三年四月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

高崎土地改良区

二 認可年月日

令和三年三月三十日

〔一三五〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の三第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があつた。

令和三年四月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太	
事業主体	地区名
工 種	完了年月日
児島湾土地改良区	西七区4号
かんがい排水	令和三・三・一
〃	曾根南樋門
〃	令和三・三・一五
〃	錦西11樋門
〃	令和三・三・五
〃	錦西27樋門
〃	令和三・三・五
〃	錦六区縦5樋門
〃	令和三・三・五
〃	都沖2番川樋門
〃	令和三・三・一五
〃	沖3―3樋門
〃	令和三・三・一五
〃	丘3宗津川樋門
〃	令和三・三・一五
足守土地改良区	大向水路
〃	令和三・三・一

〔一三六〕農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第一項の規定により、岡山県農地中間管理機構（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があった。

令和三年四月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
岡山市東区西庄一七〇番一	田	六〇九
岡山市東区西庄一七六番一	田	一、〇四二
岡山市東区西庄一八二番一	田	二、二一五
岡山市東区西庄一八七番	田	二、一五六
岡山市東区西庄二四八番	田	八五七
岡山市東区西庄三三六番	田	七三〇

二 申請に係る農地の利用の現況

農用地利用集積計画により権利を設定した者が耕作をしている。農地所有者が死亡しており、貸借期間満了後は、耕作の事業に従事する者が不在となることが確実と認められる。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、岡山県農地中間管理機構（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）から借受希望者に農地を貸し付ける。

四 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額及びその支払の方法

農地を利用する 権利の始期	存続期間	借賃に相当する 補償金の額	補償金の支払の方法
令和三年六月一日	権利の始期から令和十三年五月三十日まで	一五二、一八〇円	農地を利用する権利の始期までに岡山地方事務局に供託する。

五 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等（農地法第三十二条第一項に規定する所有者等をいう。）は、知事に意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和三年四月二十日（火）

2 提出先

岡山県農林水産部農村振興課

3 記載事項

(1) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

(2) 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

(3) 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

(4) 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

(5) 意見の趣旨及びその理由

(6) その他参考となるべき事項

〔一三七〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、岡山地方法務局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和三年四月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

倉敷市福田町地内	測 量 区 域
公共測量（基準点測量）	測 量 の 種 類
令和三年二月十二日	終 了 年 月 日